

仙台市公民館運営審議会議事録

(令和6年1月定例会)

○ 日時

令和6年1月25日(木) 午前10時10分～11時50分

○ 場所

生涯学習支援センター 5階 セミナー室

○ 出席者

〔委員〕 市瀬智紀委員、伊藤美由紀委員、門脇佐知委員、熊谷敬子委員、佐藤正実委員、
佐藤美智子委員、塚田昭美委員、原義彦委員、牧靖子委員、三浦和美委員

〔事務局〕 生涯学習支援センター長 武者
生涯学習支援センター次長 内海
生涯学習支援センター事業係長 横山
青葉区中央市民センター長 吉田
宮城野区中央市民センター長 石川
若林区中央市民センター長 梅沢
太白区中央市民センター長 猪股
泉区中央市民センター長 内海
地域政策課長 市川
生涯学習課長 田村
公益財団法人仙台ひと・まち交流財団市民センター課長 佐藤
(欠席：生涯学習部長 柴田)

○ 傍聴人

なし

○ 資料

資料1：仙台市公民館運営審議会日程

資料2：今期の審議テーマについて

資料2別紙：答申「住民参画型学習事業の成果の確認と今後の展開について」(ポイント)

資料3：仙台市市民センターの事業の概要について～仙台市市民センターの施設理念と運営方針
から～

資料4：仙台市市民センターの運営について

※ 会議の概要

1 開 会

事務局：皆さま、お待たせいたしました。ただ今から、令和 6 年 1 月の仙台市公民館運営審議会を開催いたします。

はじめに資料の確認をお願いいたします。次第、資料 1～資料 4 を事前に送付させていただいております。また、机上に、本日の席次表と、令和 4 年度の仙台市市民センター事業概要を配付しております。事業概要につきましては、審議会の都度机上に配付させていただきますので、適時ご覧ください。また、市民センターフォーラムのチラシや原会長よりインタビュー資料の提供もございましたので併せて配付しています。

本日は、相澤委員、坂入委員、佐々木委員、千田委員以上 4 名から欠席のお返事をいただいております。また、伊藤委員におかれましては、遅れてのご出席となる旨ご連絡をいただいております。現時点で、委員の過半数である 8 名以上の出席を充たしておりますので、市民センター条例施行規則第 10 条第 3 項の規定により有効な会議として成立しております。

続きまして、事務局より、本日の欠席職員をご報告申し上げます。生涯学習部長柴田が、本日勤務の都合により欠席しております。それでは議事に入ります。ここより原会長をお願いいたします。

会長：皆さん、おはようございます。今朝は溶けやらぬ雪に見舞われました。私は秋田県に 20 年近くおりましたが、こちらにきて 2 年も経つと歩き方も忘れてしまったなという感じですね。それでは、本日の審議会を進めさせていただきます。この会議原則公開となっておりますが、傍聴の希望はございますか。

事務局：本日はございません。

会長：ありがとうございます。次に、議事録の署名委員ですが、名簿順で、今回は相澤委員をお願いしました。今回は市瀬委員をお願いいたします。それでは、2 の協議に入ります。(1) 今期の日程について事務局よろしく申し上げます。

2 協 議

事務局：それでは資料 1 をご覧ください。仙台市公民館運営審議会の今期の日程についてでございます。

1 回目の 11 月 16 日には、資料に記載されている内容で開催いたしました。本日の会議は、今期の審議テーマについてご提案し、審議いただきたいと考えております。以降は、この審議テーマをご了解いただいたという前提での審議日程の組み立てになっておりますことをご了承ください。

本日は、審議テーマのほかに事業の概要について、生涯学習支援センターから説明したのちに、指定管理団体である公益財団法人仙台ひと・まち交流財団から、仙台市市民センターの運営についてご説明する予定となっております。3 月と 5 月につきましては、地区市民センター、いわゆる地区館の館長から具体的な取り組みについて、ご説明いただく予定としております。7 月には、市の拠点館や区の拠点館がどのような役割をしているのかを説明したいと考えております。このように仙台市市民センターの組織や役割などをひととおりにご説明した上で、8 月～9 月にかけて視察を行いたいと考

えております。視察の日程は決定しておりませんが、地区館事業の取り組みを、実際に皆さまに見ていただき、それを踏まえて、11月に視察内容の報告、提言案のまとめ方についてご審議をいただきたいと考えております。令和7年1月、3月、5月の審議会では、提言の内容について骨子、中間案、最終案と段階を踏まえてご確認をいただきたいと考えております。令和7年7月、8月は、提言に沿って事務局から市民センターの施設理念と運営方針の具体的な改正内容についてご提案しますので、施設理念と運営方針の最終案をご確認いただき取りまとめていくという流れをとっていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございました。審議会の今後約1年半の予定、概略をご説明いただきました。何か質問、ご意見等ございませんでしょうか。長いようであつという間に過ぎてしまうというか、約1年後、来年の1月には骨子案ができるということです。審議会の回数も限られておりますけれども、それ以外のところも含めてご支援ご協力をいただければと思います。はい、ありがとうございました。それでは、今期の日程につきましては、以上資料1のとおりとさせていただきます。続いて、(2)今期の審議テーマについて、事務局よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、資料2をご覧ください。今期の審議テーマにつきましてご提案させていただきます。

審議テーマは「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の第三次見直しについてでございます。経緯として、審議テーマを設定するに至った理由をご説明します。

仙台市市民センターの施設理念と運営方針は、平成20年の12月に策定され、概ね5年間を目途に見直しを行うこととしております。第1回目の見直しは平成25年10月の公民館運営審議会からの意見を踏まえ、平成26年4月に行っております。さらに、令和元年7月の公民館運営審議会からの答申を踏まえて、令和元年10月に第二次の改定を行い、現在に至っております。令和元年の改定以降、人口の減少や高齢化など、多様な課題が顕在化してきているということ、急速な社会経済環境の変化を受けて、地域社会では、住民主体でこれらの課題や変化に対応することがより一層求められているということ、地域固有の魅力、あるいは特色を改めて見つめ直して、その維持発展に取り組むことが期待されているところでございます。また、市民センターにおいては、地域の活性化、まちづくりの拠点、あるいは地域の防災拠点などとしての役割も期待されるようになり、住民参加による課題解決や、地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められてきているところでございます。前期の公民館運営審議会におきましては、答申として、住民参画型学習事業の成果と今後の展開について、まとめていただいております。答申では、住民参画型事業の成果を振り返るとともに、地域づくりに向けた学びを推進していくための6つの観点と望ましい方向性を示しており、これらの観点は、住民参画型事業のみならず、市民センターが取り組む各種事業にも反映できる要素が盛り込まれております。こうした経過を踏まえ、今後も市民センターが学び、交流、地域づくりの拠点として、地域社会からの期待や要請に応え、その機能をさらに充実させていけるよう、市民センターにおいて、実施すべき事業のあり方や取り組みを調査し、運営方針に反映させる必要があります。

このため、現行の仙台市市民センターの施設理念と運営方針の見直しのあり方について、ご審議いただきたいと考えております。

資料2の別紙としてカラーの資料を添付しております。これは前期の審議会でもまとめた住民参画型事業の成果の確認と今後の展開についてのポイントでございます。住民参画型事業とは、若者事業、

大人事業、子ども事業、この3つの事業でございます。この事業の成果の確認と今後の展開ということで、ご審議いただいたわけですが、住民参画型事業のポイントではあるのですが、これらの事業だけではなくて、市民センター全体にかかる事業のポイントでもあると考えられます。今回の審議にあたりましては、この前期の審議会で出たポイントについて、それからそのポイントに示されました望ましい方向性について、これらを踏まえながら議論していただければと考えているところでございます。

それでは、資料2にお戻りください。審議にあたっての留意点を3点ほどお示させていただいております。一つ目は、より多くの住民が地域づくりを含む多様な活動に主体的に参加し、世代を超え学び合い、認め合う相互のつながりを形成するためのきっかけづくりとして、市民センターが取り組むべき方策を検討すること。二つ目は、課題解決や地域づくりに取り組む人材を育成し、多様な主体との連携協働を推進するための、市民センター運営のあり方について検討すること。三つ目は、震災の経験やコロナ禍からの回復の視点を踏まえた市民センターに求められる役割について検討すること、この3点でございます。

会長：ありがとうございました。今期の審議テーマということで、これが今回の審議会の役割につながっていくものかと思えます。経緯や留意点3つについてお示しをいただいております。ただ今のご説明や今期の審議テーマについて、ご意見ご質問などお願いします。「これはどういうことですか」ということも含めて、それぞれの言葉や事柄についてのご質問でも結構ですし、「もう少しここ説明してほしい」ということでも結構ですので、お気軽にご発言をいただければと思います。

委員：資料2の別紙については、今期の最も大事なポイントになるかと思えます。前期答申をまとめた時期はコロナが大変な時期だったこともあり、少し明るい兆しが見えてきたときに、アフターコロナという言葉をもとにして、こういうのがやっぱり必要かと考えていました。1月1日にあった能登半島の地震などを踏まえると、資料3の目次にも、「震災を踏まえた市民センターの役割と取組」とありますが、震災の経験や伝承、あるいは新しい大きな災害があった時に、どのように市民センターとして対応していくのか、どうやって組み込んでいくのか関係性がよくわからない部分があるので、ご説明いただければと思います。

事務局：緑の資料の事業概要の11ページから施設理念と運営方針がございます。17ページの中段から、震災を踏まえた市民センターの役割と取組という章がございます。東日本大震災を受けましてその後の運営方針の改定の中ですでに取り組んできているところでございます。その上での、前期の審議会では、アフターコロナということに着眼してまとめていただいたのかと思えます。市民センターとしましては、全ての館で防災に関する取り組みを行うこととしております。それぞれの地域性に合わせて、いろいろな形で工夫を凝らしていただいております。この辺りは地区館からの報告などで事例としてお伝えできるかと思えます。能登地震は津波も含めた大変な災害でございます。仙台市からも応援職員の派遣が続いておりますけれども、今後、ボランティアも含めて市民レベルでも自分事として考えていかなければならないと思えます。市民センターとしても、今期審議会にてこのような経緯を踏まえたご提言を含めていただければ、大変ありがたいと思っております。

会長：ありがとうございました。震災対応は、全国的にも想定していかなければいけない中で、市民セン

ターだけで出来ることでもないのですけれども、市民センターができることも当然あります。そういったところを一つの役割として示していくということでは、今後のセンターのあり方として、あるべき姿かなと思っております。

これまでの継続というか、過去の答申や運営方針など、現行のものを常に活かしていくという視点と共に、今後予想される地域の課題、社会の課題を見据えて、それをミックスした形で5年後を描いていくというところが、これに限らず計画を作っていくところでのスタンスかと思います。先ほど、3つの重点的なところをお話いただきましたけれども、これもとても包括的なところもありますし、今後具体的に検討していく中で、さまざまな地域の特有の課題なども出てくるかと思います。具体的なところを考えていくと、委員の皆さんの職場や活動にも大きく関わってくるところがおありかと思っておりますので、そういった中でご意見など、ぜひいただければと思います。それでは、今期のテーマにつきましては、資料2の方向で考えさせていただければと思っております。ありがとうございました。

3 報告

会長：それでは、続いて3の報告に入ります。(1) 仙台市市民センターの事業の概要について、事務局よろしくお願ひします。

事務局：それでは、お手元の資料3、それから正面のモニターをご覧ください。仙台市市民センターの事業の概要についてご説明をいたします。

前回11月の審議会で、市民センターの理念や組織体制などを中心にご説明しましたが、今回は市民センターの事業の大まかなところにつきまして、施設理念と運営方針に沿った形でご説明いたします。事業概要の11ページから18ページを参照しながらお聞きください。大きく分けまして、市民センターの施設理念、市民センターの事業の運営方針、市民センターの施設管理の運営方針、震災を踏まえた市民センターの役割と取組について、現状はどうなっているのかというところの説明となります。

一つ目は、市民センターの施設理念でございます。市民センターは3つの機能が一体となって運営される公民館です。公民館は、社会教育法により社会教育施設と位置付けられております。単なる貸館の施設ではなくて教育施設であるということです。3つの拠点機能とは、生涯学習の支援拠点、交流の拠点、地域づくりの拠点です。

次に仙台市市民センター事業の運営方針です。事業概要は12ページ、13ページになります。市民センター事業の目的について、市民センター全体、拠点館、地区館、それぞれに目標を定めております。市民センター全体の事業目的ですが、市民ニーズに応じた多様な事業を実施すること、主体的な生涯学習活動の充実を図ること、地域づくりにつながる人づくりを行うこと、以上の3つが事業目的となります。拠点館の主要な目的は、生涯学習事業の計画的かつ体系的な推進、指定管理のマネジメントにより社会教育施設としての質を確保すること、以上の2つがあげられます。地区館の主要な目的は、地域を基盤とした人づくり、市民一人ひとりが「出会い・ふれあい・学び合う」ことができるように支援すること、以上の2つが地区館の主要な目的になります。

この事業の目的を達成するための市民センターの役割についてご説明します。市拠点館、区拠点館、それから地区館それぞれの役割についてご説明をさせていただきます。事業概要は、13ページから

16 ページになります。まず市拠点館についての役割についてです。市拠点館というのは、まさにここ、生涯学習支援センターが該当します。主に全市にわたる生涯学習事業の推進、専門性の向上、支援体制の充実、指定管理マネジメントの推進、職員の育成、主にこの5つになります。写真は、企画員型の全市民を対象とした市民向け講座「市民カレッジ」の防災・減災講座、障害のある人もない人もみんなで楽しめる講座「ミンナシテマザール」のボッチャ体験、社会教育施設等の職員向け研修の様子です。

次に、区拠点館事業の基本的な役割についてご説明します。主に区内の生涯学習事業の推進、区内地区館事業への支援、指定管理者制度下での区内地区館業務のマネジメントの推進、以上3つです。左側の写真は泉区のシェルコム仙台で行われました、みんなでジャンプ2の様子です。これは泉区中央市民センターと、区内の嘱託社会教育主事が企画運営をした事業です。真ん中の写真は青葉区中央市民センターで行われている若者事業の様子です。青葉区の魅力を発信する活動を若者が考えるという活動です。右側の写真は、宮城野区中央市民センターを会場に行われました、社会教育推進連絡会・研修会の様子です。こちらは市民センターと学校、それから地域をつなぐ役割を担っているものでございます。

次に、地区館の基本的な役割についてご説明します。主に、地域の生涯学習の拠点機能、地域の交流・拠点機能、地域のコミュニティづくりの機能、地域のコーディネート機能、地域の情報ステーション機能となります。左側の写真は、若林区で行われているジュニアリーダーと遊ぶの様子です。ジュニアリーダーと連携した講座は多くの地区館で行われているところです。真ん中の写真は、太白区の西多賀ふれあいまつりの様子です。これは西多賀市民センターで行われた事業です。ステージ発表では、聖和学園高等学校のチアリーディング部と西多賀児童館の西多賀チアーズの子ども達が演技を披露しました。右側の写真が、宮城野区の岩切市民センターで行われた岩切老壮大学の様子です。東北放送のアナウンサーを講師にお招きし講座を開催しました。

次に、市民センターの施設管理の運営方針についてご説明します。事業概要は17ページになります。施設管理の運営方針ですが、市民サービスの向上、市民交流スペースの確保とオープンスペースの活用、地域住民等との顔の見える関係づくり、以上の3つがあげられます。写真は、生涯学習支援センターの情報コーナー、展示コーナーの様子です。右側の写真が将監市民センターの市民交流スペースで行われたコンサートの様子です。

最後に震災を踏まえた市民センターの役割と取組についてご説明します。事業概要は17ページ、18ページになります。震災を踏まえた市民センターの役割と取組は、主に災害時における避難所としての役割、地域の防災体制づくり、震災を踏まえた講座等の実施、以上の3つになります。左側の写真は、各館に備蓄されている補助避難用物資です。その他、若林区六郷市民センターで行われている、「わたしのふるさとプロジェクト」の様子です。震災で犠牲になった方々と、閉校になった東六郷小学校に思いをはせ、地域再生への思いをひとつにする講座です。こうした講座は各地区館において展開されております。また、市民センターの避難所としての役割ですが、高砂市民センターは、指定避難所と位置づけられております。他の地区館は補助避難所、つまり、本来の避難所のキャパオーバー等に対し、補助的に使える避難所として使います。

仙台市では、地区館の事業の実施と、施設の管理につきましては、指定管理者制度により行っております。地区館の役割につきましては、次に、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団市民センター課よりご説明します。

会長：ありがとうございます。ご意見ご質問等ございますか。

委員：先ほど市民センターの地区館の事例で、ジュニアリーダーの活用・連携がありました。非常に有効かと思いますが、このジュニアリーダーとの連携というのは、各地区館の意思と判断で行われているのでしょうか。また、市民センターも指定避難所や補助避難所となっていますが、避難所の災害対応マニュアルは統一のものがあるのか、市民センターごとにあるのか、改訂しながら使っているのかという点を教えていただければと思います。

事務局：ジュニアリーダーの活用については地区館で対応しているところです。ジュニアリーダーの活動は、各子供会から要請で、イベントに参加して子ども達を楽しませたり、遊びを紹介して子供会活動の活性化につなげています。子供会の活動や地域のイベントへの参加にあたっては、地区館がコーディネートをしています。また、避難所について、こちらは仙台市で基本的に統一したマニュアルを提示しておりまして、これを地域の人も入る避難所運営委員会を通して、個々の地域に応じたマニュアルにしています。

委員：私が活動している市民センターでは、避難所の備蓄品もあり、小学校と並んで市民センターがありますので、小学校に避難が難しい方、高齢者、病気をお持ちの方等が避難するとおおよそ決めています。避難所に人があふれて入れないときというイメージではなく、介護などが必要な方が市民センターに行くという取り決めになっています。

事務局：ありがとうございます。各施設の配置や住民の皆さんの状況もさまざまですので、地域ごとに決めており、そこに市民センターも参画しているという状況です。指定避難所ごとに、市役所の担当課があり、生涯学習支援センターも八幡小学校の避難所担当課となっています。市の特定の部署が、避難所担当課となっておりますので、担当課も含めまして地域の皆さんと一緒に、マニュアル作成や防災訓練などに取り組んでいます。

委員：震災の備蓄品を用意するのは当たり前のようになっていますが、一緒に食べるなどの活動は組み込まれていますか。私は、防災リュックという結構大きいものを買っていたのですが、今回石川の地震のこともあったので、改めて見てみたらいろいろなものが入っていました。パンや飴など賞味期限がギリギリのものを食べてみたところ、飴は単純な一種類の味ではなく、中の方にまた違った味があったりと、工夫されているということを体験しました。備蓄しているだけでは、何かの時に使いこなしたりその味に慣れるということが難しいので、実際に備蓄品をその地区で一緒に使ったり食べたりという活動は組み込まれているのか教えてください。

事務局：市民センターに備蓄倉庫がありますが、自由に使えるものではないので、地域で防災訓練をする中で、例えば水を配付してまた新しいのを調達するというところを行っています。市の危機管理部局で、ストックしている備品の管理をしておりますので、期限が切れてしまう前に回るようにしています。地域防災リーダーの方々が、各地域におられまして、防災講座などいろいろな活動を市民センターでもやっております。そういった中で、食品や水など賞味期限があるものの活用や啓発についてもなされているという事例もお聞きしています。

会長：ありがとうございました。具体的なところを考えていくと、お聞きしたいことがいろいろ出てきそうだなと思います。今後もいろいろなところで、ご意見等をお聞かせいただければと思いますので、続いての報告に移ります。(2) 仙台市市民センターの運営についてお願いします。

財団：市民センターの運営について説明させていただきます。3月の審議会にて市民センター館長からの事例報告がありますので、私の方からは指定管理者として、全ての市民センターで共通して行っている業務や事業を中心に説明いたします。

はじめに、仙台ひと・まち交流財団は平成3年に設立され、現在、職員数は1,200名を超える外郭団体となっております。市民センターは60施設、360名の職員が業務にあたっております。法人の目的は仙台市内のコミュニティの推進と振興を図るために、各種事業を行い、連携と協調にあふれた住みよい地域社会の実現に寄与することとしています。財団の定款において、市民センターは、地域、生涯学習施設の運営、コミュニティ活動、生涯学習活動及びその支援が事業の内容となっております。財団の組織としては、市民センターと同様に、文化センター、大規模施設、児童館80施設も指定管理で運営しています。

管理運営の目標として、指定管理の期間中に取り組む目標3つ掲げております。1つ目は市民センターの3つの機能の発揮により住みよいまちづくりに協働して取り組んでいけるように支援を行うこと、2つ目は公共施設としての公平・中立な立場を踏まえ、安全・安心な施設の運営を行うこと、3つ目はこれまで市民センターが60施設の指定管理者として蓄積してきた経験・実績・ノウハウを基に60館、一体となった事業展開を行うことです。

具体的な取り組みについてご紹介します。60館一体運営の更なる向上といたしまして、各館ごとの事業水準にばらつきが生じないように事業ヒアリングを開催するなど、施設で偏りが出ないように調整を行っています。また研修などでの情報交換や他館での事業を見学する機会を設けて、他の地域の事業やノウハウ、関係する講師や協力団体などについて情報共有を行っています。市民センターには社会教育施設としての専門職的な側面と、市民利用施設としてのサービス的な側面がありますので、これらの業務を習熟できるように研修体系を確立し、生涯学習コーディネーターの資格習得に向けた支援を行いながら職員の育成を行っております。現在この有資格者は48名ですが、今後も受講の機会を広げながら、職員のスキルや意欲の向上を図っていきたいと考えています。この資格のほか社会教育主事や教員の資格などを持っている館長なども多くいます。

市民センター事業の充実向上を目指して、成果報告を行う市民センターフォーラムという事業を毎年開催しています。佐藤正実委員や松田前会長にも、多大な協力をいただきながら開催している事業になります。この事業は、市民センターの職員から検討委員を募って進めており、チラシにもありますとおり、今年度はすべての人の健康と幸せをテーマとしまして、2月17日に仙台メディテークで開催します。ぜひ、ご来場お待ちしております。

今年度から財団内で市民センターDX化プロジェクトチームを発足し、業務の効率化や事業内容の充実化を図るためにICT機器の活用はSNS発信等についての実証実験を行っています。例えば、佐賀県にあるキューピー工場や奈良県の公民館とZOOMをつないで講座を実施したり、UDトークを使用してスクリーンに講師の言葉を映し出すなど、障害をお持ちの方にも講座に参加してもらえるよう工夫しています。現状では市民センターを訪れている方は、高齢の方が多くなっていますので、今後はこのZOOMのワークスペースですとかSNSを活用していくことで、これまで届きにくかった若年層の

方にもアプローチできるものと考えています。

ここまでは仙台ひと・まち交流財団について、それから指定管理者としての取り組みについてご説明しましたが、ここからは地区市民センターの基本的な役割についてご説明します。事業概要の 15 ページから 18 ページも併せてご覧ください。地域住民本位の生涯学習機能として、市民センターではだれもが参加しやすい環境づくりに配慮しながら講座を実施しています。例として大沢市民センターで開催した出前講座になります。市民センターに来られない方にも学びと交流の機会を設けております。参加した方からは、心が和んだ、久しぶりに声を出せてうれしかったという声が聞かれて、大沢地域での活性化につながっている事業になっています。

市民センターではさまざまなボランティア団体やサークル団体が活動しています。ジュニアリーダーは青少年ボランティア活動の一環として仙台市教育委員会の支援を受け活動している中学生、高校生になります。地域の市民センターを拠点として、子ども会活動などのお手伝いや、さまざまなボランティア活動に積極的に取り組んでいます。現在は各区の市民センターに 38 サークルありますが、市民センターでは会議や研修の場を提供したり、地域からの要請の窓口になったりしながら、ジュニアリーダーの活動のサポートを行っています。

地域の交流拠点機能として、地域の交流の場、子どもたちの交流の場の確保になります。市民センターでは地域全体で子どもの学びの環境づくりをつなげていけるようさまざまな地域団体と連携し、幅広い世代の人材育成の視点を持ちながら講座の企画を行っています。事業例にありますのは岩切市民センターで行っている岩切子どもふれあい事業です。岩切小学校は児童数が多い一方、子どもたちが安心して集える場所が少なく、子どもと地域住民のコミュニケーションが生まれにくいという状況にあったため、地域ボランティアとジュニアリーダーを活用し子どもと保護者が気軽に市民センター集えるような遊びや学びの機会を提供して、子どもの健全育成とボランティア自身の生きがい作りや世代間交流の機会を提供している事業になります。

さまざまな地域ネットワークの拠点機能、プラットフォームの確保について、市民センターは地域のネットワークの拠点として、地域に開かれた事業展開を行っています。富沢市民センターで行っているパワフル富沢ネットワークという事業です。富沢地域は子育て世代が多く、地域の小中学校では若い世代が活動していますが、一方で、地域の町内会では役員の高齢化が進み、次世代の担い手となる人材が不足しているといった課題があります。そこで地域で活動している若い世代と町内会が地域交流のイベントを共同で開催し、各団体の交流促進と相互理解を深めています。写真は笹川フェスティバルという事業ですが、毎年 2,000 名を超える来場があり地域づくりに貢献しています。また、今後地域を担うリーダーが若い世代に受け継がれていく体制づくりや、町内会も若い世代への橋渡しを行いながら開催していく予定となっています。

地域のコミュニティーづくり機能、コミュニティー意識の醸成について、市民センターでは地域資源を主要なテーマとして各館でさまざまな講座を実施しています。事業例にありますのは高砂市民センターで行っている、ふるさとを知ろうという事業になります。この事業は鶴巻小学校との共催事業で、震災後、干潟の自然がどのように再生していったのか、植物や生き物について学ぶなど、豊かな地域の自然や環境保全について学ぶ機会を提供していくことを目的として開催しています。参加した小学生は、生息しているカニの名前の由来を知ったり、絶滅危惧種のバッタの生息なども目にすることができ、ふるさとの豊かな自然に触れることで、人間が見守っていかなくてはならないという感想が多数寄せられています。学校以外でも学びの機会を提供している事業になります。

地域活動を担う人材の育成、地区館事業に市民が主体的に関わる仕組みづくりについて、地域活動

を担う人材育成については、先ほど説明いたしました、岩切子どもふれあい事業やパワフル富沢ネットワーク、青少年育成ジュニアリーダーなど、どの市民センターにおいてもさまざまな切り口で活動支援業務を行いながら、地域の人材育成に関わっています。また、町内会など地域活動担い手が不足しているというような課題もありますので、市民参画型の事業に複数年かけて取り組むことにより、その事業に関わった地域住民の方の学習成果が地域活動につながっていくように事業の終了後も支援を続けています。

地区館事業に市民が主体的に関わる仕組みづくりです。市民センターまつり、老壮大学は市民センターの機能や特徴を生かした事業になりますので全館で開催しています。市民センターまつりは地域住民による実行委員会形式で開催し、地域の意向を踏まえながら運営に関わる協議を行い、地域の団体と連携協力し開催しています。老壮大学は高齢者を対象に幅広い知識や気軽に学習できる機会として歴史、文学、科学、健康、音楽など幅広い分野において講話や実技、館外学習の手法を用いて受講者の興味、関心を高め交流の場、仲間づくりの場となっている事業です。

地域のコーディネート機能について、市民センターは学びや地域活動のために市民が集うさまざまな団体の活動拠点になっていますので、地域住民や団体同士をつないでいくことで地域の現状や課題を地域住民が共有できるよう、地域づくりにつながるさまざまなコーディネート業務を行っています。例として、年2回開催する事業運営懇話会や気軽な形で参加していただけるお茶っこサロンを開催しながら、地域の方からの意見を市民センターの運営に反映しています。他にも地域全体で子どもの健やかな育ちを支えていくために、子どもに関わるさまざまな団体との参画を得て、地域イベントを開催しています。先ほどの筑川フェスティバルのように、子ども向けのイベントも開催しています。

地域の情報ステーション機能について、市民センターでは地域住民の学習相談や情報提供も行っています。館内でのポスターやパンフレット等の掲示、サークル情報の配付や支援、施設利用者、地域住民への情報提供、市民センターだよりの配付、学校だよりの掲示など、地域の住民が求める情報を提供しています。

市民センターの施設管理について、市民センターは市民利用施設の機能を持ち合わせており、市民センター条例等に基づき、使用申し込みの受付や承認を公平な立場に立って行っています。使用料金、公金を徴収するという業務もありますので適正に行っています。施設の維持保全業務について、法律的に点検が義務付けられている設備が市民センターの中にありますので法定点検が必要な保守点検業務を定期的に行い、設備全般の機能を良好に維持できるように努めています。昨年の12月から始まりましたインボイス制度なども要請応じて対応しています。

震災を踏まえた市民センターの役割について、年明け早々に能登半島で大きな地震がありましたけれども、先ほどの説明にもありましたように。市民センターは補助避難所となっておりますので、災害時に対応するためにマニュアルを整備し、避難者が来館してきた場合に備え、仙台市の防災計画の修正等に合わせながら見直しを行っています。先ほど高砂市民センターは指定避難所という説明がありましたが、震災想定のお考え方が変わったりしますので、仙台市で修正があった場合、市民センター側も合わせて見直しを行っています。地域と連携した防災体制の強化として、地域団体が実施する防災訓練に積極的に参加しています。災害時における役割等について共有を図りながら、すべての市民センターにおいて防災学習に関する講座を実施し、防災情報の発信を行いながら地域の防災体制の強化に努めています。例として、落合市民センターで開催された、親子で挑戦！夏休み消防士体験では、隣にあります宮城消防署と町内会と協賛し、小学生や地域住民を対象として防災意識を高め

地域ネットワークの拡充を図っていくことを目的としてこの講座を開催しています。「ひとまち ぼうた」というキャラクターを載せていますが、防災減災と一緒に考えるきっかけになればと一般の方から公募し誕生したマスコットキャラクターになります。この「ひとまち ぼうた」を活用しながら自助共助による取り組みがご家庭や地域に広がっていくように各市民センターで事業を行っています。最後に、市民センターは人と人をつないでいくことが大きな役割になっています。職員もそれを十分に認識しており、住みよい地域社会の実現のために、これからもさまざまな取り組みを推進していきたいと考えております。以上です。

会長：ありがとうございました。市民センターの役割、実態、実践、感想などにつきましてご質問等ございましたらお願いします。

委員：質問が2つほどございます。鶴巻小学校さんとの共同事業で、ふるさとを知ろうということで、いろいろな団体と連携されているようですが、社会学級さんとのつながりはどうだったのかを教えてください。また、大沢市民センターさんの事業で、出前講座が大変好評だったとのことでしたが、市民センターではない場所で行ったという理解でよろしいでしょうか。

財団：市民センターでは地域の団体として、社会学級のほか、社会福祉協議会、民生委員会、学校などかなり密接に連携して事業行っています。市民センター単独で主催事業を開催するというのはほとんどありませんので、関係する地域の団体と共催して事業を行えるという追い風と考えていただきたいと思います。また、大沢市民センターのエリアは結構広いのですが、地域の中の集会場などに向いて出前講座を行っています。市民センターも60施設ありまして、立地の状況が全然違いますので大沢市民センターの他にも、市民センターになかなか足を運ぶことができないといったご意見が寄せられます。そのため館長はじめ職員が中心となって、地域の課題をいかに克服していけるか、それをいかに講座の中に反映していけるかを考えながら実施しています。

委員：川平小学校の最寄りには中山市民センターなのですが、中山小学校、中学校には力を入れられているのですが、川平はちょっと手薄な、難民的なエリアなので、これから先も、未来に向けて連携していきたいと思っております。また、市民センターフォーラムのチラシに「まなびのタネを見つけよう！」というサブタイトルがございます。「まなびのたね」というと伊勢みゆきさんがいらっしゃる、「まなびのたねネットワーク」が思い浮かびますが関係あるのでしょうか。

財団：このフォーラムは検討委員会のメンバーを市民センター職員から募って、職員の考え方も反映しながら進めています。検討委員の中から、コロナ禍が明けて市民活動が活発になっているので、健康というテーマであれば幅広い分野でフォーラム開催できるのではないかと、という意見が出まして、大きなテーマはそこになりました。サブタイトルとして、やはり教育的な施設でもあるので、市民センターフォーラム2024だけではなく、興味関心を持ってもらえるようなサブタイトルを作りたいということで、これも企画委員の中からでてきた文言になります。財団の中で考えたサブタイトルと捉えていただければと思います。

委員：前回も市民センターとしての理念と役割のところをお聞きしたときに、だいぶ広い範囲で捉えられ

ていて、どのような運営をされているのかなと思っていましたが、今日、具体的にお話を聞かせていただき、さらにその広さを実感したところです。仙台ひと・まち交流財団さんとして、企画を立て、運営し、参加者を募るといことも行っているのでしょうか。企画をする際、どういうものを運営するか、何を実行するかという課題をどのように集められているのか、実行するまでの流れをお聞きしたいと思います。

財団：指定管理者である財団として市民センターの運営、事業の立案、実施をしておりますが、その内容は仙台市からの要求水準書に基づき、すべてクリアしていくように調整しています。事業ヒアリングを行いながら、各市民センターですべてを網羅しているのか確認し実施につなげています。また、地域からの要望などは、懇談会や財団独自の取り組みであるお茶っこサロンという地域の方が集まる場を通じ、ご意見を聞きながら開催しています。他にも、振り込め詐欺などいろいろな社会問題が出てきていますので、地域住民からそういったことを考える場がほしいという意見については、老壮大学の一コマに入れるなど、地域の方々が求めているものを講座の中に反映できないかと考えながら実施しています。

委員：私は、市民センターと活動を長くやっており、社会学級にも入っていますし、防災もやっているので、市民センターに行くと相談したりされたりということがよくあります。荒町市民センターの近くに東北学院大学が移転しまして、せっかくいい人材が来たのでどうやって結び付けようかと考えています。市民と協働で8つの講座を実施していますが、今週の土曜日に音楽会をするので、大学生や20代の方、地域の方、社会教育主事の先生も混ざって小学校や町内会に宣伝をして、いろいろな世代の人に市民センターに来てもらえればと思っています。音楽でまちを明るく、元気につながりということで展開しようとしているのですが、なかなか上手くいかないところもあります。児童館も併設されていますが、市民センターとなると、子どもたちも、「えー行くの」という雰囲気になります。いろいろと困難がありますが、大学生、小学生、地域の人たちがつながればよいなど、まず今週、音楽会を一緒にするところです。

委員：託児、手話通訳、要約筆記付きと、いろいろな方の対応を考えてらっしゃるんだなと思います。これは、市民センターの職員さんがやるのか、ボランティアの方がやるのかお伺いします。託児や手話もある程度スキルや資格が必要な領域もあるのかなと思ひまして、参加者に対するフォローや支援するための人材はどのように確保されているのかお伺いします。

財団：手話や要約筆記、託児につきましても、そういった技量を持っている職員はおりませんので、そのような企画がありましたら、仙台市にも共有しながら、対応できる団体に協力してもらいたいような形になります。生涯学習支援センターで託児の研修も行っていますので、そのような団体の情報をいただいて市民センターの講座に取り入れています。手話、要約筆記というのは要望が少ない状況になっています。先ほどDX関連でもお話ししましたが、荒町市民センターでUDトークというアプリを使って、話している言葉をスクリーンに投影して、聴覚障害の方を対象にした講座を開催しました。障害者の方が市民センターに来やすいという観点についても考えながら取り組んでいます。

事務局：託児のボランティアについて補足させていただきますと、生涯学習支援センターで、市民センタ

一の事業を中心に託児をしてくれるボランティアの方を養成しています。毎年、養成講座や既に登録して活動している方々のスキルアップ講座を開催しています。そして、各市民センターで託児付きの事業を企画する際、託児ボランティアの依頼などの調整をしています。市民センターで養成しているグループのほかにも市内で活動しているグループもあるので、都合のつけられるグループにお願いしています。

会長：専門性の高い人材育成というのがございます。市民センター事業で質の高い事業展開する上で、専門性を持った人材というのはとても重要なことで、それが全体を支えているということになるかと思えます。生涯学習コーディネーターの資格を取られている方が48名いたり、社会教育主事の資格を持っている方もいるとのことでした。文部科学省の制度改正で2020年度からの社会教育主事の資格者には社会教育士という称号が別途付与されることになっています。2020年度に入学した大学生が今年卒業しますので、3月には社会教育士の資格を持っている方が全国に誕生します。一方で、すでに社会教育主事の資格を持っている方、現職の方、あるいは過去お勤めの方は、新しい科目を2科目とらないと社会教育士は名乗れないということになります。社会教育主事になるには、行政に入ったり教育委員会に入らないと発令されないなど、なかなか社会教育主事は増えていきませんが、社会教育士は資格をとれば同時に発生する称号になります。社会教育士を市民センターで活かしていくというお考えがあるのか、例えば職員の採用の際、資格を持った方を優先する、あるいは望ましいなど、社会教育士の活用についてお考えがございましたら教えてください。

財団：社会教育主事、社会教育士につきましては、生涯学習支援センターにて社会教育実習を行っていますが、今年度から地区館も協力して、現場で社会教育実習のサポートをしています。現在は、市民センターの職員について、こういった資格を持っている方に受験資格があるという定めはありませんが、学校の校長先生だった方が館長になったり、大学の時に教育部門を学んでいたりと、社会教育主事の資格を持っている方がいます。財団としましては、社会教育士の方は教育というカテゴリーだけではなく、地域に出向いて、地域をまとめ、コーディネートできる資格ととらえていますので、生涯学習支援センターの社会教育実習に伴い、今後、仙台市と協力を図りながら、そういった資格の活用をどのように市民センターに取り入れていくべきなのか考えていきたいと思えます。生涯学習コーディネーターの資格は通信制で、受講料は仙台市からサポートしていただいています。今は生涯学習コーディネーターの資格を希望する職員が多くいますので、まずこれを中心に考えながら、今後、社会教育士などの資格を持っている方が市民センターでどのように活用されていくのか考えていきたいと思えます。

会長：今後、社会教育士がどんどん増えてくるので、活動の場の一環として市民センターもあるかなと思いいました。

委員：今期の審議テーマとして、市民センターの施設理念と運営方針についての第三次見直しとのことですが、審議会で施設理念と運営方針の見直しのあり方について審議するのか、それとも施設理念と運営方針に基づき、市民センターが学び、交流、地域づくりの拠点として地域社会の期待や要請に応えるために実施すべき事業のあり方や組み立てを審議するのか、どちらでしょうか。

事務局：現在、市民センターの施設理念と運営方針を見直すことが必要な時期になっています。見直すにあたって「こんなことや、あんなことを盛り込んでどうか」というご意見をいただきたいと考えています。現状、いろいろな要素を盛り込んでいますが、この間の社会状況の変化なども踏まえ、皆さまのご見識にも協力をいただきまして、新しい観点や必要になっている要素、今までの積み重ねの上にさらに追加する部分、少し古くなっている点の変更など、いろいろなご意見をいただいた上で、事務局にて文案に盛り込み、実際に運営方針の修正案を今期の審議会の最後の数回でお示しできればと思います。今後も地区館の事業や、拠点館の事業などご説明してまいりますので、委員の皆さまにおかれましては、「今、こんなことをやっているんだな、さらに良くするために運営方針に書かれていないこういう点を追加したらいいんじゃないか。この点についてもう少し詳しくしてみたらどうか。」などのご意見をいただければありがたいと考えています。

会長：全体に含めたご質問がございました。よろしいでしょうか。それでは次第の3報告についてはここまでとさせていただきます。全体を含めてご意見等ございますでしょうか。次第の4その他につきまして事務局にお返しします。

事務局：本日はありがとうございました。その他でございますが、皆さまから何か補足などございますか。本日はこれにて終了とさせていただきます。次回の日程は、令和6年3月14日木曜日、午前10時開催、会場は本日同様、生涯学習支援センター5階第1セミナー室の予定です。開催案内は1カ月前を目安に文書でお送りいたしますのでよろしくお願い申し上げます。なお、仙台市市民センター事業概要につきましては、机の上に置いたままお帰りください。皆さまには事前にお送りしておりますのでそちらをご活用ください。以上で本日の会議の一切を終了いたします。ありがとうございました。

以上

会 長

会議録署名委員
